



武豊町一般不妊治療費等 助成制度を紹介します

▶ 問合せ 保健センター
☎ 72-2500

不妊検査・不妊治療を受けるご夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、治療等に要する経費の一部を助成します。

対象となる検査・治療

不妊検査・不妊治療
(体外受精および顕微授精等の特定不妊治療は除く)

対象となる人

次の条件のすべてを満たすご夫婦

1. 婚姻の届出をした夫婦または婚姻が確認できる夫婦(事実婚関係にあたる人も含む)
2. 助成金の申請時に夫婦のいずれか一方または、両方が武豊町に住民登録していること
3. 医療保険各法による被保険者または被扶養者

助成金額

限度額：5万円/年度

- ・1夫婦につき、年度(3月診療分から翌年2月診療分)ごとに、不妊検査・不妊治療に要した費用の合計を助成します
- ・1夫婦につき、合計5年度分まで助成します

申請手続

助成金の申請は年度に1回

- ・年度内(3月診療分から翌年2月診療分)に要した治療費等について、令和4年3月10日までに申請してください。
ただし、検査・治療を終了し、継続する予定のない場合等は随時申請をしてください
- ・申請は夫婦のうち、どちらか一方でまとめて申請してください



申請に必要なもの

1. 不妊治療費等助成金交付申請書(様式第1号)
 2. 不妊治療費等助成事業受診等証明書(様式第2号)
 3. 不妊治療等に要した費用の領収書(原本)
 4. 不妊治療費等助成事業に関する同意書(様式第3号)
 5. 健康保険証・身分証明書(本人確認ができるもの)
- ※次に該当する場合は、下記書類も必ず添付してください
- ①夫婦のいずれか一方が武豊町外に住民登録があり、かつ本籍が武豊町外の人
: 戸籍謄本
 - ②婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある人
: 事実婚関係に関する申立書(様式第4号)

※様式第1～4号は保健センターで受取るか、町ホームページからダウンロードできます



その他

- ・体外受精、顕微授精等の特定不妊治療については、半田保健所(☎21-3341)へご相談ください
- ・不育症については愛知県不妊・不育相談センター(☎052-741-7830)へご相談ください

申込み先

保健センター 8:30～17:15
※土・日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)は除く